

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人外航船員医療事業団（以下「本事業団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本事業団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 本事業団は、外洋を航行する船舶に乗り組む船員のための海外及び海上における医療体制の整備並びに健康管理体制の充実を図り、もって、わが国の海上産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本事業団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海外又は海上における船員医療体制の整備
- (2) 外航船舶船員に対する訪船診療及び健康相談
- (3) 船舶に乗り組む衛生管理者に対する再講習
- (4) 船員の船内衛生・医療教育に関する刊行物の発行
- (5) その他本事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内各地及び海外において行うものとする。

(公告の方法)

第 5 条 本事業団の公告は、官報に掲載する方法による。

2 本事業団の貸借対照表の公告は、前項にかかわらず、定時総会ごとにその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第2章 会 員

(会員の資格及び種別)

第 6 条 本事業団の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 船舶所有者、船舶所有者の団体又は船員の団体であって本事業団の目的に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員 本事業団の事業を賛助するため入会したもの。

(入 会)

第 7 条 本事業団の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 団体たる会員にあつては、団体の代表者として本事業団に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納めなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失するものとする。

(1) 退会したとき。

- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 法人又は団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して本事業団を退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。ただし、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本事業団の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があると認められるとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があると認められるとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

(届 出)

第12条 会員は、氏名、名称若しくは代表者の氏名又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 総 会

(総会の種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 本章で規定する総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の構成及び議決権)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議事項)

第15条 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することが出来ない。

(総会の開催)

第16条 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的及び招集の理由を記載した書面によって招集の決議があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面若しくは電磁的方法により議決権を行使できる旨を定めたときは、2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、正会員の議決権の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の議事は、出席正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法人法で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について次に掲げる方法により議決権を行使することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

- (1) 書面によるもの
- (2) 電磁的方法によるもの
- (3) 他の出席正会員を代理人として委任する方法

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法人法で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第23条 本事業団に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上11名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名を法人法の定めるところにより、業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議により、業務執行理事から専務理事及び常務理事各1名を選定する。
- 5 監事は、本事業団の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法人法及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法人法及びこの定款の定めるところにより、本事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本事業団の業務を分担して執行する。

- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行状況を監査し、法人法の定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 必要に応じて、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本事業団の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) その他監事に認められた法人法上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により、選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

- 第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 常勤の役員の報酬は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問)

第29条 本事業団に、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問の任免は、理事会の決議によるものとし、会長が委嘱し解職する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とし、任期は2年とする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 本事業団に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第32条 理事会は、法人法に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が招集する。

2 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催

できる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により選出する。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議等)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りでない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法人法で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印するものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 会長は、本事業団の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第38条 本事業団の財産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産として指定して寄附された財産
 - (2) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第39条 本事業団の財産は、専務理事が管理するものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金管理運用規程によるものとする。

- 2 基本財産について本事業団は、その適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 3 基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(剰余金)

第40条 本事業団は、剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び予算)

第41条 本事業団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 本事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了

後、会長が事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の承認を受けた書類を、定時総会に提出し、貸借対照表及び損益計算書についてはその内容を報告しなければならない。

(事業年度)

第43条 本事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 本事業団は、法人法に定める事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第46条 本事業団の解散に伴う残余財産の処分は、総会の承認を得て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本事業団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第48条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書
- (4) 監査報告
- (5) 総会議事録
- (6) 理事会議事録等
- (7) その他法人法で定める書類及び帳簿

第10章 補 則

(細 則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本事業団の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本事業団の最初の代表理事は芦田 昭充とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。